

第5章 子ども・子育て支援事業計画 における数値目標等 【必須記載項目】

1 教育・保育提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の区域設定および地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育）の区域については、全市1区域とします。

1 区域とする理由（メリット）など

- 効率的（利用者が多い地域優先）な事業展開より、効果的（地域をまたいで利用者を考える）な事業展開が可能となる
- 急なニーズ・環境変化に対して迅速な対応が可能となる
- ニーズ量の少ない区域に対して、隣接地域や市全体の関係の中で、提供体制を柔軟に検討できる
- 施設整備（認定こども園への移行等）支援について、子どもや保護者のニーズに応じた柔軟な対応が可能となる（他地域からの流入人口も考慮できる）

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、下記の通りとします。

No.	事業の名称	区域設定	No.	事業の名称	区域設定
1	利用者支援事業	全市1区域	8	養育支援訪問事業	全市1区域
2	延長保育事業	全市1区域	9	地域子育て支援拠点事業	全市1区域
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域設定なし	10	一時預かり事業	全市1区域
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		11	病児・病後児保育事業	全市1区域
5	放課後児童クラブ	小学校区	12	ファミリー・サポート・センター事業	全市1区域
6	子育て短期支援事業	全市1区域	13	妊婦健康診査	全市1区域
7	乳児家庭全戸訪問事業	全市1区域			

■地域子ども・子育て支援事業の内容について

No.	事業の名称	事業の内容
1	利用者支援事業	子どもおよびその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などでの教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、利用できるよう、身近な場所で支援を行うもの。
2	延長保育事業	保育所において保育標準時間利用児に11時間、保育短時間利用児に8時間を超えて保育を行うこと。
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、保護者が実費として支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して、助成する事業。
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討するもの。
5	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。現在はおおむね10歳未満の小学生が対象。
6	子育て短期支援事業 短期入所生活援助 (ショートステイ)	18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が、疾病・出産・看護・事故・災害などで児童の養育が困難になった場合、原則7日以内利用できる。 鳴門市の方は徳島赤十字乳児院、鳴門子ども学園、こども家庭支援センターひかり、阿波国慈恵院、常楽園が利用可能。
	夜間養護 (トワイライトステイ)	18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が仕事等で夜間不在になり、児童の養育が困難になった場合、利用できる。 鳴門市の方は鳴門子ども学園、こども家庭支援センターひかり、阿波国慈恵院、常楽園が利用可能。
7	乳児家庭全戸訪問事業 (おめでとう赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、「育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う」、「親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる」というもの。

No.	事業の名称	事業の内容
8	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るもの。
9	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するもの。また、NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上させるもの。
10	一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を保育所において保育するための事業。保護者のリフレッシュ等の理由で保育所や幼稚園に通っていない小学校入学前の児童が平日週3日まで（緊急の場合は14日連続利用可）利用できる。
	幼稚園型	幼稚園の預かり保育（私学助成※）が平成27年度から移行するもの。
11	病児・病後児保育事業	小学3年生までの児童が、「病気で学校等へ行けないけれど、家庭で見る人がいない」といった場合、病院で診察を受けたうえで、平日8時30分から17時まで利用することができる。 鳴門市では「木のおうち」としてあい愛診療所撫養が実施。
12	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり運営されている。対象は0歳から小学6年生までの児童。鳴門市では病気の児童の利用はできない。
13	妊婦健康診査	母子保健法に基づく妊婦健康診査を、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として位置付け、確実な実施を図るもの。 鳴門市では現在妊娠初期から分娩まで、14回分の受診券を交付している（母子健康保健課長通知で示されている望ましい回数は14回程度）

※私立学校の教育条件の維持と向上、保護者の負担軽減、私立学校の経営の健全化のために国や地方公共団体が行う助成のこと。

3 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1)各年度における教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

単位(人)

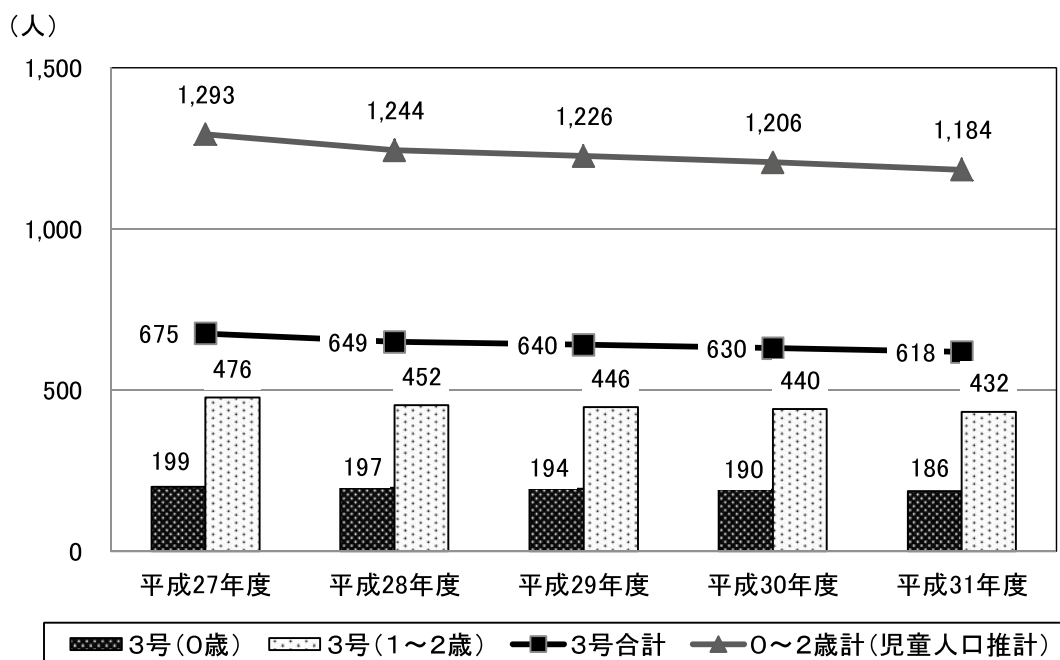
	平成25年度 (実績)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
幼稚園等利用者	859	846	870	866	870	837
1号(3歳以上)	859	376	387	385	387	372
2号(3歳以上)		470	483	481	483	465
保育所等利用者	1,040	1,047	1,031	1,021	1,012	986
3号(0歳)	189	199	197	194	190	186
3号(1・2歳)	499	476	452	446	440	432
2号(3歳以上)	352	372	382	381	382	368
合計	1,899	1,893	1,901	1,887	1,882	1,823

■〔再掲〕教育・保育の量の見込み

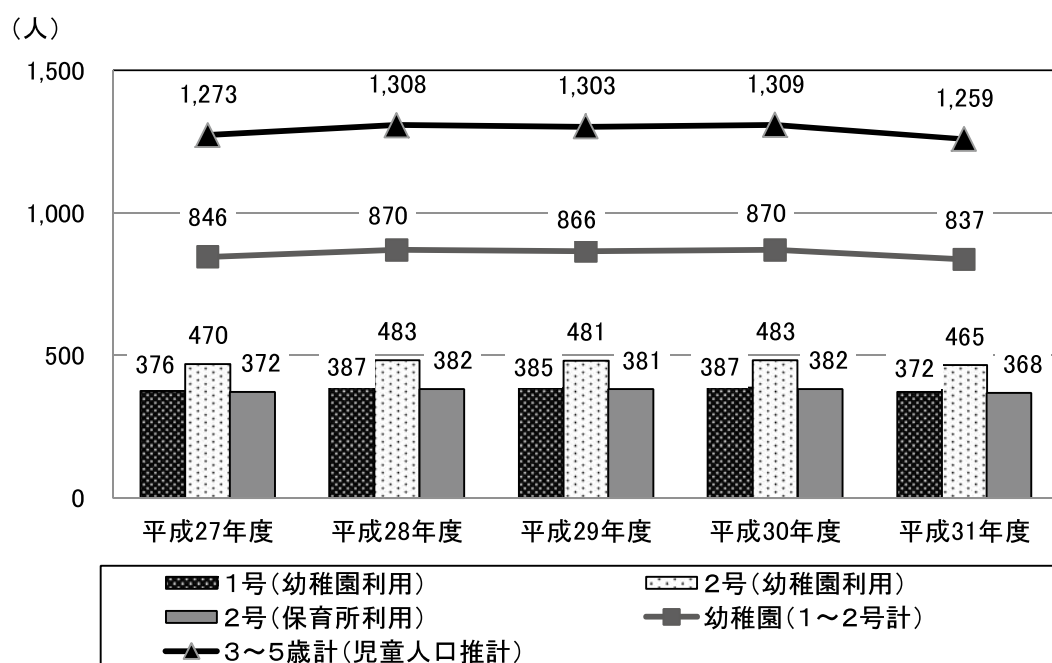
単位(人)

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
1号(3歳以上)		376	387	385	387	372
2号(3歳以上)		842	865	862	865	833
幼稚園等利用		470	483	481	483	465
保育所等利用		372	382	381	382	368
3号(0~2歳)		675	649	640	630	618
保育所等利用 (0歳)		199	197	194	190	186
保育所等利用 (1・2歳)		476	452	446	440	432
合計	1,899	1,893	1,901	1,887	1,882	1,823

■人口推計と保育（3号：0～2歳）の見込み



■人口推計と教育（1号、2号：3歳以上）・保育（2号：3歳以上）の見込み



子ども・子育て支援事業計画における数値目標等

(2) 教育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制における方針

- 教育については、平成 26 年 8 月現在、公立幼稚園（14 か所）、私立幼稚園（1 か所）で実施しており、平成 25 年実績は、859 人となっています。
- 4、5 歳児の幼稚園利用については、引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。
- ニーズ調査からは、3 歳児の幼稚園に対する利用希望が多くなっていましたが、本市では「幼稚園は主に 4 歳から」という認識が定着していることやニーズ調査の「3 歳児の幼稚園利用希望」は「今後（4 歳から）の幼稚園利用希望」との意味合いで回答されている可能性も考えられることから、今後も実績に基づいた供給量を確保することで対応するものとします。
- 3 歳児の幼稚園利用に関するニーズについては、すでに満 3 歳からの子どもの受け入れを行っている私立幼稚園および今後、整備を予定している認定こども園の入園希望の動向を確認し、実際のニーズ把握を行うものとします。なお、3 歳児のうち 2 号に該当する場合は、保育所での受け入れも可能となっており、供給体制については、総合的に調整していきます。

■教育

単位(人)

鳴門市	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)	376	470	846	387	483	870	385	481	866
②供給体制 幼稚園・ 認定こども園	271	447	718	268	458	726	276	458	734
②-①(需給の差)	▲105	▲23	▲128	▲119	▲25	▲144	▲109	▲23	▲132

鳴門市	平成 30 年度			平成 31 年度		
	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)	387	483	870	372	465	837
②供給体制 幼稚園・ 認定こども園	280	460	740	266	442	708
②-①(需給の差)	▲107	▲23	▲130	▲106	▲23	▲129



(3) 保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制における方針

○保育については、平成 26 年8月現在、公立保育所（4か所）、私立保育所（15か所）で実施しており、平成 25 年実績は、1,040 人となっています。
 ○定員割れをしている施設もある一方、定員数を超える受け入れ（弾力運用）を行っている施設もあり、今後安定的な供給体制の確保のため、複数年にわたり定員を超えた受け入れを実施している保育所と、実情に応じた認可定員および利用定員の設定について協議・検討していきます。

■保育

単位(人)

鳴門市	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度						
	2号		3号		合計	2号		3号		合計	2号		3号		合計
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	0歳		1-2歳				
①需要の見込み (必要利用定員総数)	372	199	476	1,047	382	197	452	1,031	381	194	446	1,021			
②供給体制	保育所・ 認定こども園	385	155	480	1,020	385	200	455	1,040	385	200	455	1,040		
	地域型保育 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
②-①(需給の差)	13	▲44	4	▲27	3	3	3	9	4	6	9	19			

鳴門市	平成 30 年度				平成 31 年度					
	2号		3号		合計	2号		3号		合計
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳			
①需要の見込み (必要利用定員総数)	382	190	440	1,012	368	186	432	986		
②供給体制	保育所・ 認定こども園	385	200	455	1,040	385	200	455	1,040	
	地域型保育 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	
②-①(需給の差)	3	10	15	28	17	14	23	54		

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1)各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成25年度 (実績)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
利用者支援事業 (か所)		—	1	1	1	1	1
延長保育事業(人)		335	356	355	351	349	339
童放 ク課 ラ後 ブ見	低学年(人)	485	552	548	535	521	535
	高学年(人)	64	134	132	131	128	127
子育て短期支援事業 〔ショートステイ〕(人日/年)		98	151	150	150	150	149
乳児家庭全戸訪問事業 (人)		341	307	303	298	292	287
養育支援訪問事業 (人)		240	217	214	211	207	203
地域子育て支援拠点事業 (人回/月)		563	579	557	549	540	530
一時預かり事業 (人日/年)		124,555	124,367	127,621	127,039	127,501	122,697
	幼稚園の預かり (1号)	117,515	1,161	1,194	1,189	1,194	1,148
	幼稚園の預かり (2号)		114,917	118,186	117,683	118,186	113,660
	その他、一時預かり		7,040	8,241	8,167	8,121	7,889
病児・病後児保育事業 (人日/年)		288	377	375	372	370	359
ファミリーサポートセンター事業 〔就学児のみ〕(人)		14	14	14	14	14	14
妊婦健康診査(人)		448	447	447	446	445	445

※放課後児童クラブの小学校区別詳細は次頁

■放課後児童クラブの量の見込み〔小学校区ごと〕

		平成26年度 (実績)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
撫養小	低学年(人)	51	54	53	52	50	52
	高学年(人)	5	15	15	15	15	15
林崎小	低学年(人)	52	62	62	60	59	60
	高学年(人)	4	17	17	17	16	16
黒崎小	低学年(人)	34	29	29	28	27	28
	高学年(人)	2	5	5	5	5	5
桑島小	低学年(人)	44	39	39	38	37	38
	高学年(人)	6	10	10	10	10	10
第一小 (2児童クラブ)	低学年(人)	83	79	79	77	75	77
	高学年(人)	0	19	18	18	18	17
里浦小	低学年(人)	22	27	27	27	26	27
	高学年(人)	0	7	7	7	6	6
鳴門東小	低学年(人)	9	5	5	5	5	5
	高学年(人)	5	2	2	2	2	2
鳴門西小	低学年(人)	58	79	78	76	74	76
	高学年(人)	0	15	15	14	14	14
明神小	低学年(人)	45	39	39	38	37	38
	高学年(人)	11	9	9	9	9	9
瀬戸小	低学年(人)	6	3	3	3	3	3
	高学年(人)	5	1	1	1	1	1
大津西小	低学年(人)	20	27	26	26	25	26
	高学年(人)	5	7	7	7	7	7
北灘東小	低学年(人)	※明神小に含む	5	4	4	4	4
	高学年(人)	※明神小に含む	2	2	2	2	2
北灘西小	低学年(人)	※明神小に含む	1	1	1	1	1
	高学年(人)	※明神小に含む	1	1	1	1	1
堀江北小	低学年(人)	19	31	31	30	30	30
	高学年(人)	4	7	7	7	6	6
堀江南小	低学年(人)	—	12	12	11	11	11
	高学年(人)	—	3	3	3	3	3
板東小	低学年(人)	59	60	60	59	57	59
	高学年(人)	10	14	13	13	13	13
合計 (全市)	低学年(人)	502	552	548	535	521	535
	高学年(人)	57	134	132	131	128	127

※実績は平成26年4月時点

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

①利用者支援事業

提供体制における方針

- 利用者支援事業については、新規の事業となっています。
- 今後、子どもいきいき課内で事業体制を整え、市民が相談・利用しやすい事業実施を行います。

■利用者支援事業

単位(か所)

鳴門市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要の見込み	1	1	1	1	1
②供給体制	1	1	1	1	1
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0

②延長保育事業

提供体制における方針

- 延長保育事業については、平成 26 年 8 月現在、公立保育所（2 か所）、私立保育所（15 か所）で実施しており、引き続き、今後の需要見込みに対する提供体制を確保するものとします。（※平成 25 年度実績 335 人）

■延長保育事業

単位(人)

鳴門市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要の見込み	356	355	351	349	339
②供給体制	955	955	955	955	955
②－①(需給の差)	599	600	604	606	616

③放課後児童クラブ

提供体制における方針

- 放課後児童クラブは、平成26年8月現在、小学校や児童館等（15か所）で実施しています。
- 需要見込み量が多いため、引き続き供給体制の確保を行うものとします。
- 新たな利用定員（おおむね40人以下）を超えるクラブに関しては、当面の間、現在の利用定員（70人上限）で経過をみながらも、実際のニーズや利用環境に応じて、分割、増設等を検討し、適切な供給体制を確保することで対応します。
- 本市の事業実施最低人数（5人）を下回る需要見込みとなっているクラブについては、実際の利用者数に応じた対応を行います。

■放課後児童クラブ〔小学校区ごと〕

単位(人)

鳴門市			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
撫養小	①需要の見込み	低学年	54	53	52	50	52
		高学年	15	15	15	15	15
		全学年	69	68	67	65	67
	②供給体制	低学年	54	53	52	50	52
		高学年	15	15	15	15	15
		全学年	69	68	67	65	67
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0	0

鳴門市			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
林崎小	①需要の見込み	低学年	62	62	60	59	60
		高学年	17	17	17	16	16
		全学年	79	79	77	75	76
	②供給体制	低学年	62	62	60	59	60
		高学年	8	17	17	16	16
		全学年	70	79	77	75	76
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	▲9	0	0	0	0
		全学年	▲9	0	0	0	0

鳴門市			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
黒崎小	①需要の見込み	低学年	29	29	28	27	28
		高学年	5	5	5	5	5
		全学年	34	34	33	32	33
	②供給体制	低学年	29	29	28	27	28
		高学年	5	5	5	5	5
		全学年	34	34	33	32	33
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0	0

子ども・子育て支援事業
計画における数値目標等

鳴門市			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
桑島小	①需要の見込み	低学年	39	39	38	37	38
		高学年	10	10	10	10	10
		全学年	49	49	48	47	48
	②供給体制	低学年	39	39	38	37	38
		高学年	10	10	10	10	10
		全学年	49	49	48	47	48
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0	0

鳴門市			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第一小	①需要の見込み	低学年	79	79	77	75	77
		高学年	19	18	18	18	17
		全学年	98	97	95	93	94
	②供給体制	低学年	79	79	77	75	77
		高学年	19	18	18	18	17
		全学年	98	97	95	93	94
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0	0

※ 2 児童クラブ

鳴門市			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
里浦小	①需要の見込み	低学年	27	27	27	26	27
		高学年	7	7	7	6	6
		全学年	34	34	34	32	33
	②供給体制	低学年	27	27	27	26	27
		高学年	7	7	7	6	6
		全学年	34	34	34	32	33
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0	0

鳴門市			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
鳴門東小	①需要の見込み	低学年	5	5	5	5	5
		高学年	2	2	2	2	2
		全学年	7	7	7	7	7
	②供給体制	低学年	5	5	5	5	5
		高学年	2	2	2	2	2
		全学年	7	7	7	7	7
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0	0



鳴門市			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
鳴門西小	①需要の見込み	低学年	79	78	76	74	76
		高学年	15	15	14	14	14
		全学年	94	93	90	88	90
	②供給体制	低学年	70	78	76	74	76
		高学年	0	15	14	14	14
		全学年	70	93	90	88	90
	②-① (需給の差)	低学年	▲ 9	0	0	0	0
		高学年	▲15	0	0	0	0
		全学年	▲24	0	0	0	0

鳴門市			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
明神小・北灘西小 北灘東小	①需要の見込み	低学年	45	44	43	42	43
		高学年	12	12	12	12	12
		全学年	57	56	55	54	55
	②供給体制	低学年	45	44	43	42	43
		高学年	12	12	12	12	12
		全学年	57	56	55	54	55
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0	0

鳴門市			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
瀬戸小	①需要の見込み	低学年	3	3	3	3	3
		高学年	1	1	1	1	1
		全学年	4	4	4	4	4
	②供給体制	低学年	—	—	—	—	—
		高学年	—	—	—	—	—
		全学年	—	—	—	—	—
	②-① (需給の差)	低学年	—	—	—	—	—
		高学年	—	—	—	—	—
		全学年	—	—	—	—	—

※実態に応じて事業を実施する

鳴門市			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
大津西小	①需要の見込み	低学年	27	26	26	25	26
		高学年	7	7	7	7	7
		全学年	34	33	33	32	33
	②供給体制	低学年	27	26	26	25	26
		高学年	7	7	7	7	7
		全学年	34	33	33	32	33
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0	0

鳴門市		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
堀江北小	①需要の見込み	低学年	31	31	30	30
		高学年	7	7	7	6
		全学年	38	38	37	36
	②供給体制	低学年	31	31	30	30
		高学年	7	7	7	6
		全学年	38	38	37	36
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0
		全学年	0	0	0	0

鳴門市		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
堀江南小	①需要の見込み	低学年	12	12	11	11
		高学年	3	3	3	3
		全学年	15	15	14	14

※児童館での対応を図る

鳴門市		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
板東小	①需要の見込み	低学年	60	60	59	57
		高学年	14	13	13	13
		全学年	74	73	72	70
	②供給体制	低学年	60	60	59	57
		高学年	10	13	13	13
		全学年	70	73	72	70
	②-① (需給の差)	低学年	0	0	0	0
		高学年	▲ 4	0	0	0
		全学年	▲ 4	0	0	0

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

提供体制における方針

- 子育て短期支援事業については、平成26年8月現在、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」は市内外5か所の施設が利用可能となっています。（※平成25年度実績98人日／年）
- 引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■子育て短期支援事業

単位（人日／年）

鳴門市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	151	150	150	150	149
②供給体制	151	150	150	150	149
②－①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

提供体制における方針

- 乳児家庭全戸訪問事業については、平成26年8月現在、1か所で実施しています。（平成25年度実績は341人）
- 引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位（人）

鳴門市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	307	303	298	292	287
②供給体制	307	303	298	292	287
②－①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑥養育支援訪問事業

提供体制における方針

- 養育支援訪問事業については、平成26年8月現在、1か所（保健師による訪問事業）で実施しています。
- 今後も引き続き、関係各課が情報を共有し、きめ細やかな支援体制を構築することで、支援が必要な保護者のサポートに努めていきます。

■養育支援訪問事業

単位(人)

鳴門市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	217	214	211	207	203
②供給体制	217	214	211	207	203
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0

⑦地域子育て支援拠点事業

提供体制における方針

- 地域子育て支援拠点事業については、平成26年4月に実施場所が1か所増えており、平成26年8月現在、3か所（うち1か所は週2日）で実施しています。
- 平成25年度実績は、563人回/月（①地域子育て支援センター、②にこにこひろばでの実績）となっています。
- 今後、積極的に事業の周知や情報提供を図り、利用者を増やすよう努めたうえで、引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■地域子育て支援拠点事業

単位(人回/月)

鳴門市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	579	557	549	540	530
②供給体制	600 (3か所)	600 (3か所)	600 (3か所)	600 (3か所)	600 (3か所)
②-①(需給の差)	21	43	51	60	70

⑧一時預かり事業

提供体制における方針

- 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（26年度事業名：預かり保育）については、平成26年8月現在、公立12か所、私立1か所の幼稚園で実施しています。
- 幼稚園における一時預かり事業の平成25年度実績は、117,515人日／年となっています。引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。
- その他の一時預かり事業については、保育所の一時的預かりが14か所、トワイライトステイが市内外4か所、ファミリー・サポート・センターが1か所あります。
- その他の一時預かり事業の平成25年度実績は、7,040人日／年となっています。
- その他の一時預かり事業については、供給体制に対して需要が多い状況であるため、保育所や認定こども園で実施される一時預かり事業の供給増を図ることで、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■幼稚園における一時預かり事業

単位(人日／年)

鳴門市 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み		116,078	119,380	118,872	119,380	114,808
幼稚園 1号		1,161	1,194	1,189	1,194	1,148
幼稚園 2号		114,917	118,186	117,683	118,186	113,660
②供給体制		116,078	119,380	118,872	119,380	114,808
幼稚園 1号		1,161	1,194	1,189	1,194	1,148
幼稚園 2号		114,917	118,186	117,683	118,186	113,660
②-①(需給の差)		0	0	0	0	0

■その他の一時預かり事業

単位(人日／年)

鳴門市 その他の一時預かり		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み		8,289	8,241	8,167	8,121	7,889
②供給体制		7,500	7,800	8,100	8,100	8,100
保育所の一時的預かり※		7,470	7,770	8,070	8,070	8,070
トワイライトステイ		10	10	10	10	10
ファミリー・サポート・センター[未就学児]		20	20	20	20	20
②-①(需給の差)		▲789	▲441	▲67	▲21	211

※特定保育事業を含む。

⑨病児・病後児保育事業

提供体制における方針

- 病児・病後児保育事業については、子ども健康支援一時預かり事業として、1か所で実施しており、平成25年度実績は、288人日/年となっています。
- 病児・病後児保育事業については、現在、月曜日から金曜日まで1日3人まで受け入れて事業を実施していますが、28年度から土曜日の受入れの検討を含め、さらに受け入れ体制を充実させ、供給体制を確保します。

■病児・病後児保育事業

単位(人日/年)

鳴門市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	377	375	372	370	359
②供給体制	650	900	900	900	900
②-①(需給の差)	273	525	528	530	541

⑩ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

提供体制における方針

- ファミリー・サポート・センター事業については、平成26年8月現在、1か所で実施しています。(※平成25年度実績は、低学年11人、高学年3人の利用)
- 引き続き需要見込みに対する供給体制を確保するとともに、事業については周知・広報を行うことで、保護者への利便性の向上につなげます。

■ファミリー・サポート・センター事業

単位(人/年)

鳴門市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	14	14	14	14	14
②供給体制	14	14	14	14	14
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0

※ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)については、⑧一時預かり事業に記載

⑪妊婦健康診査

提供体制における方針

- 妊婦健康診査については、平成26年8月現在、受診票配布は1か所（市）で実施しています。
- 平成25年度の実績は448人となっています。
- 引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■妊婦健康診査

単位(人)

鳴門市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	447	447	446	445	445
②供給体制	447	447	446	445	445
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0



(3) 放課後子ども総合プラン

「放課後子ども総合プラン」とは・・・

全国では、共働き家庭において、子どもが保育園から小学校に進学する際、預けられる時間が短くなる、また預けられる場所が不足することにより、直面する「小1の壁」が社会的な問題とされています。

国において、この「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的とした『放課後子ども総合プラン』が策定されました。

本市においても、子どもの健全な育成に関わる放課後の過ごし方を計画的に充実させるため、この『放課後子ども総合プラン』に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に推進していくものとします。

鳴門市「放課後子ども総合プラン」 ～放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備方針等～

●平成 31 年度までの整備計画

		平成 26 年 4 月 1 日現在	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
放 課 後 児 童 ク ラ ブ	低 学 年 (人)	502	552	548	535	521	535
	高 学 年 (人)	57	134	132	131	128	127
	合 計 (か所)	15	13	16	16	16	16
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量		平成 26 年度においては、放課後子ども教室 6 教室のうち 5 教室が小学校敷地内で、1 教室が小学校敷地外で実施しています。平成 31 年度に向けて、引き続き児童クラブと連携していくなかで、一体型での実施拡充並びに放課後子ども教室の更なる整備に努めます。					
放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画		今後の放課後子ども教室の整備についても、希望する学校区の調査・把握に努めます。また、指導者等の人材確保についても、外部団体などの協力を得ながら進めます。					
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策		放課後等の児童の安全・安心な居場所の確保に努めるとともに、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日等を検討・協議することで、相互の活動内容の向上を図ります。					
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策		すでに 9 か所の児童クラブが小学校の教室を活用し、事業を実施しています。今後、放課後子ども教室の拡充を含めた余裕教室の活用については、各学校や保護者等と綿密な協議を行い、地域のニーズや実情に合わせた対応を行うものとします。					
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策		放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたり、各関係者からなる運営委員会を設置し、現場の状況や課題について各委員が定期的に情報を交換できる環境を整えることで、教育委員会と健康福祉部（市長部局）が共通理解のもと、総合的な放課後対策事業に取り組みます。					

5 子ども・子育てに係る教育・保育の一体的な推進のために

新たな子ども・子育て支援制度では、認定こども園制度が改善され、保育所・幼稚園の両方の良さをあわせ持つ、認定こども園の普及が図られます。本市でも、平成27年度から保育所型認定こども園が開設される予定であり、就学前の教育・保育の利用に関し、子どもやその保護者の選択肢が増えることとなります。

このような中、幼稚園、保育所、認定こども園それぞれが子どもの健やかな育ちを大切に、自らの質の向上を図ることで、市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげ、子どもやその保護者が安心して最適な施設等の選択ができる環境を整えることが重要となります。

(1) 幼稚園、保育所の役割

本市においては幼稚園、保育所ともに充実し、子どもたちに安定した教育・保育を提供してきました。

今後もこのような幼稚園や保育所の質の向上に努め、保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つ環境を充実させる必要があります。

特に、3歳以上の子どもに対する教育的機能に関しては、「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」とが整合性を図りながら規定されており、職員の合同研修などを通じて情報共有を図るなど、連携をさらに推進し、小学校就学前の幼児教育の質の向上を図ります。

(2) 認定こども園の役割

保育所・幼稚園の両方の機能を持つ認定こども園は、それぞれの類型に基づき「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」をもとに、幼稚園や保育所に求められる役割に加え、現在公立幼稚園では対応していない3歳児への教育ニーズや、在宅で子育てをする家庭への支援事業の拡充など、多様化する保護者のニーズに総合的に対応する役割が期待されます。

今後市として、移行を検討する私立の幼稚園や保育所に対しては、地域の実情やニーズを把握したうえで、設置に関する支援に取り組むものとします。

第6章 計画を推進するために

1 計画の推進に向けて

(1) 市民や関係団体との連携

子育てをまちぐるみで支援していくためには、市民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本市は平成23年に鳴門市自治基本条例を制定し、市民、事業者、コミュニティ、行政及び議会がそれぞれの役割や特性を理解するとともに、相互に尊重、また補完しあいながら、対等な立場で、それぞれの持つ力を発揮して課題の解決に向けて取り組む協働のまちづくりを推進してきました。

本計画の推進にあたっては、こうした本市の取り組みを生かし、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を推進・調整していくとともに、家庭・地域・事業者・学校・行政それぞれが子育てや子どもの健やかな育ちに対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

(2) 地域の人材確保と連携

市民の子育てに対するさまざまなニーズに対応していくため、幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる専門職員だけでなく、子育て世代のOBやボランティアなど、地域で子育てを支援する幅広い人材が参画しやすい環境を整えることで、子育てを支える人材の確保と連携を図ります。

(3) 国や県との連携、広域的な調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営のために、国や県と連携を図り、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給できる体制を整えます。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、状況に応じて市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、本市の教育・保育の実情に応じて周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。



2 計画の進捗管理・評価等

本計画を推進するためには、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心を持ち、市民をはじめ地域や関係機関などまちぐるみでの連携が必要不可欠です。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市のウェブサイトをはじめ、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、関係機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル(計画-実施-評価-改善検討)による効率的な行政運営をめざしていきます。

3 家庭、地域、事業者の役割

まちぐるみで子育てを進めていくために、次のような家庭や地域、事業者の方々の基本的な役割についても、本計画の周知にあわせて、一緒に呼びかけていきます。

(1) 家庭において

基本的な生活習慣を定着させましょう

- ◆早寝、早起き等、生活のリズムをつけましょう。
- ◆規則正しい食習慣とバランスのよい食事をこころがけましょう。
- ◆テレビやビデオを見るのを控え、外で友だちと遊ぶ時間をとらせましょう。

子どもの自立心や探究心を育てましょう

- ◆子どもに過剰な期待や干渉をせず、子どもの話をよく聞きましょう。
- ◆子どもの興味や関心を大切に、意欲を育てていきましょう。
- ◆子どもの人権を尊重し、「自分自身が大切にされている」と実感できるようにしましょう。

子どもに社会のルールを身につけさせましょう

- ◆間違っただけをした場合には、何が間違っていたのか、しっかりと伝えましょう。
- ◆家庭や社会のルールについて、子どもと話し合しましょう。
- ◆自分の行動に責任があることに気づかせましょう。

家庭を大切に、協力して子育てをしましょう

- ◆家族みんなが、お互いを信頼し、協力して子育てをしましょう。
- ◆家族があいさつを交わす習慣をつくりましょう。
- ◆父親は子育てを母親に任せきりにせず、積極的に子育てに参加しましょう。

子どもの成長に応じた接し方をしましょう

- ◆乳幼児期は、親子のふれあいを大切に、親子の絆を育むように努めましょう。
- ◆幼児期は、探究心や好奇心、意欲を向上させて自分の力で挑戦させましょう。

子育てを前向きにとらえましょう

- ◆地域の行事になるべく参加し、子育て仲間を作りましょう。
- ◆子育てに関する情報を、積極的に集め、仲間に広めましょう。
- ◆子育てに悩んだら、周りの人や専門機関などに相談しましょう。
- ◆ストレスを感じたら、心身のリフレッシュをして、新たな気持ちで子育てに向き合しましょう。

(2) 地域において

子どもをあたたく見守りましょう

- ◆他人の子でもなるべく声をかけ、必要なときは注意しましょう。
- ◆子どもの安全に注意し、事故の危険があるときは親に、虐待のおそれがあるときは市役所や児童相談所等に連絡しましょう。
- ◆地域の伝統文化や行事を子どもたちに伝えましょう。

子どもの居場所をつくりましょう

- ◆乳幼児を連れた親子が気軽に集まれるようにしましょう。
- ◆子どもの意見を聞きながら、子どもをいろいろな活動に参加させましょう。

地域で人のつながりを深めましょう

- ◆地域の行事に、なるべく多くの人が集まるようにしましょう。
- ◆近所同士で、お互い積極的にあいさつを交わしましょう。

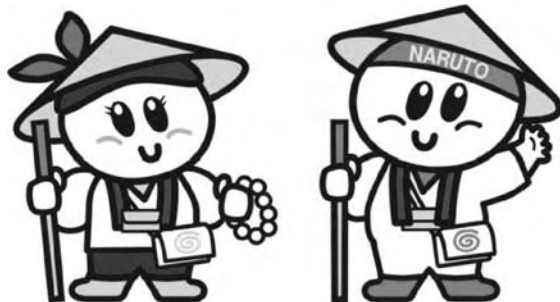
(3) 事業者において

子育てしやすい職場環境をつくりましょう

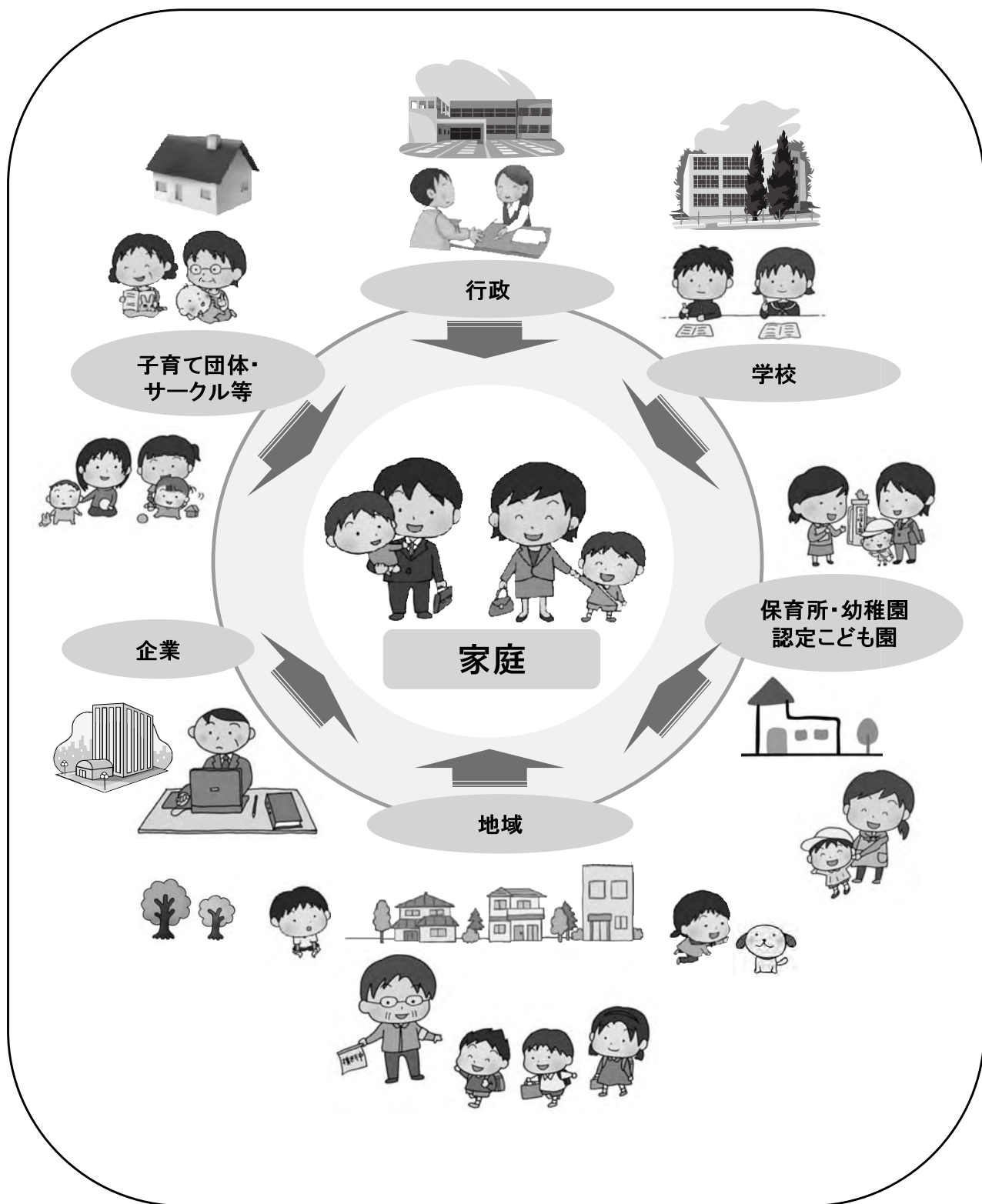
- ◆事業主として次世代育成支援行動計画を策定しましょう。
- ◆子どもが病気の時や、参観日等に従業員が休暇をとりやすい職場環境をつくりましょう。
- ◆週1日、ノー残業デーを設け、定時帰宅できる雰囲気をつくりましょう。

地域とのかかわりを深めましょう

- ◆地域の子どもに関心を持ちましょう。
- ◆地域について理解し、地域の行事に積極的に協力しましょう。
- ◆安全パトロールへの参加等、地域の一員として活動に参加しましょう。



■総合的な計画推進のイメージ



計画を推進するために

資 料

鳴門市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	内 容
(平成 25 年度)	
平成 25 年 7 月 18 日	第 1 回鳴門市児童福祉審議会 鳴門市児童福祉審議会へ諮問
平成 25 年 9 月 19 日	第 2 回鳴門市児童福祉審議会
平成 25 年 10 月 16 日 ～10 月 31 日	子育てに関するアンケート調査実施
平成 26 年 1 月 23 日	第 3 回鳴門市児童福祉審議会
平成 26 年 3 月 27 日	第 4 回鳴門市児童福祉審議会
(平成 26 年度)	
平成 26 年 5 月 23 日	第 1 回鳴門市児童福祉審議会
平成 26 年 6 月 26 日	第 2 回鳴門市児童福祉審議会
平成 26 年 8 月 5 日	第 3 回鳴門市児童福祉審議会
平成 26 年 10 月 30 日	第 4 回鳴門市児童福祉審議会
平成 26 年 11 月 20 日	第 5 回鳴門市児童福祉審議会
平成 26 年 11 月 27 日	第 6 回鳴門市児童福祉審議会
平成 26 年 12 月 19 日 ～平成 27 年 1 月 19 日	パブリックコメント実施
平成 27 年 3 月 12 日	第 7 回鳴門市児童福祉審議会
平成 27 年 3 月 26 日	鳴門市児童福祉審議会から答申



鳴門市児童福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に
関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(ワーキンググループの設置及び会議)

第6条 審議会の検討事項をより実務的に審議するため、審議会のもとに鳴門市児童福祉ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループは、座長と班員をもって組織する。
- 3 座長は、子どもいきいき課長をもって充てる。
- 4 班員は、庁内関係課の職員及び座長が指名するものとする。
- 5 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 審議会及びワーキンググループの庶務は、子どもいきいき課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

鳴門市児童福祉審議会委員名簿

所属名・役職名	氏名	選出区分
鳴門教育大学大学院教授（幼児心理学）	浜崎 隆司	学識経験者
医療法人田口小児科クリニック理事長	田口 義行	学識経験者
徳島県中央こども女性相談センター副所長	乾 敏子 (小出 恭敬)	関係行政機関の職員
公募市民	柏瀬 典子	市民公募
鳴門市幼小中PTA連合会 幼稚園部会 代表	川上 貴也	関係団体代表者
鳴門市幼稚園会長	川端 恵子	関係団体代表者
鳴門市民生委員・児童委員協議会 副会長	古林 庸策 (中川 正幸)	関係団体代表者
鳴門市児童クラブ連絡協議会 代表	小林 律子	関係団体代表者
鳴門市保育所保護者会連合会長	佐藤 誠二	関係団体代表者
鳴門市自治振興連合会福祉部会長	大黒 三義 (小川 清吉)	関係団体代表者
社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会長	多智花 亨	関係団体代表者
鳴門教育大学大学院教授（臨床心理学）	中津 郁子	学識経験者
鳴門市民生委員・児童委員協議会 児童福祉部会長	西川 寛	関係団体代表者
鳴門市幼小中PTA連合会 代表	藤井 利崇	関係団体代表者
鳴門市保育協議会長	牧野 展子 (葉田 美知子)	関係団体代表者
特定非営利活動法人子育て応援団レインボー理事長	山口 壽子	関係団体代表者

※（ ）内は所属団体の役員改選等により交代した前任者

鳴門市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月 発行

発 行／鳴 門 市

<http://www.city.naruto.tokushima.jp/>

企画・編集／鳴門市 健康福祉部 福祉事務所 子どもいきいき課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL : 088-684-1657 FAX : 088-684-1337

子どもたちの未来のために



鳴門市マスコットキャラクター
「うずひめちゃん」 「うずしおくん」